

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2013 年 10 月 15 日 発行者：(団長) 浅野太三

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 TEL&FAX：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第 9 次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 当日の予定 —

10：15 弁論前集会 (緑町北公園)

10：45 入廷 (地裁 405 号法廷)

11：00 開廷

終了後 裁判所内で報告集会予定

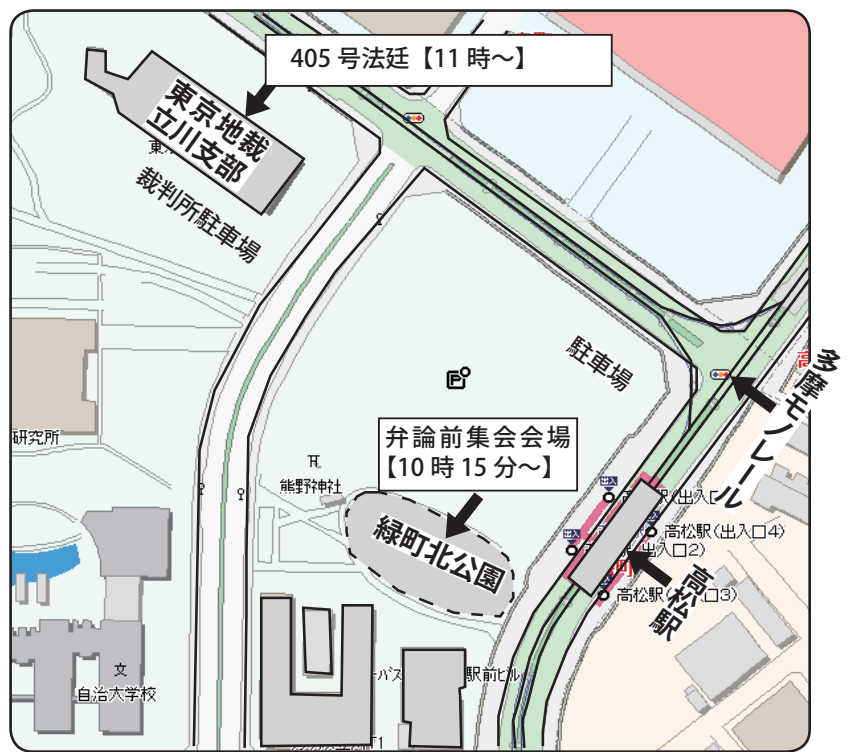
.....

※集会～地裁敷地に入るまでは、横断幕を掲げ、原告団の方は、たすき、ゼッケンをつけます。裁判所入口でこれを外しますので、トラブルにならないよう協力ください。

第 9 次横田訴訟・第 4 回 法廷 10 月 31 日 11 時～

昨年 (2012 年) 12 月 12 日、第 9 次横田基地公害訴訟を提訴しました。そして、来る 10 月 31 日 (木) には第 4 回目となる法廷 (民事訴訟の場合、「口頭弁論」と言います) が開かれることになります。

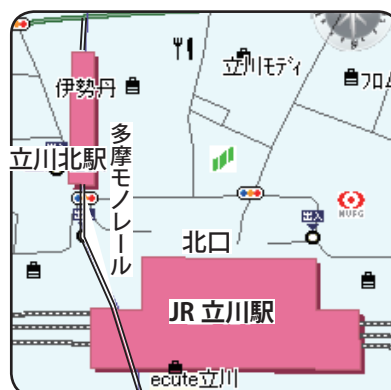
第 4 回目の法廷では、前回、前前回同様、被告である国側の私たちの訴え (訴状) に対する、国の反論が行われますが (といっても、文書を裁判所に提出するだけです)、私たち原告側は、裁判の代理人である弁護士が意見陳述を行います。裁判は平日の昼間に行われますので、お勤めの方はなかなか参加しづらいかとは思いますが、少なくとも年に 1 回は法廷に参加するよう心がけ、代理人となる弁護士の先生方を傍聴席から応援しましょう。集合場所や裁判所の場所は、右図を参照ください。



至・立川北駅

浅野団長 逝去 享年 81 歳

非常に残念なお知らせですが、喉頭がん
で自宅療養中のところ、去る 10 月 10 日に
逝去されました。お通夜は 13 日、告別式
は 14 日でした。謹んでお知らせします。



多摩モノレール・高松駅は、立川北駅から 1 つ目、集合場所の緑町北公園は、高松駅を降りてすぐ西側です。高松駅から裁判所までは、徒歩約 5 分です。

法廷は 4 階 405 号法廷
です。

第4回口頭弁論の内容は…

第1回弁論は原告側の意見陳述が主でしたが、第2回、3回…と、しばらくの間は国側が原告側訴状に対して反対の主張をすることになっています。「国側が法廷において陳述する」ということは、基本的には国側が用意した準備書面を裁判所に提出することであり、声に出して読み上げるわけではありません。

そのため、傍聴席にいますと、法廷で何が行われているのか、何を言っているのかがわかりません。そこで、国側に反論させるだけでなく、（原告側が訴状に追加する主張を）弁護団が法廷で陳述を読み上げる場面を今回も作っていただきます。本日の法廷で弁護団（原告側）が主張する内容の概略は、以下の通りです。（弁護団＝谷村先生＝から寄稿いただきました）

1. これまでの裁判所の判断

米軍の行為に対しては、日本国政府は規制することができない。いわゆる第三者行為論という論理です。一方、日本国民が米軍を訴えれば、被告・米軍が裁判に応じない限り、裁判は成立しないと判断されてきました。

2. 主権国家の現実

今までは、条約や法令に特段の定めがない限り、米軍の行為を規制できないと裁判所は考えてきました。しかし、主権国家とは、領土内すべての人と物に対して主権を行使できるのが原則です。

3 侵害からの救済の必要

国家には、違法状態を除去し、国民の権利を守るべき義務があるはずです。裁判所もまた、具体的な紛争を解決するうえで、国民の基本権保護義務の実現を果たすべきです。米軍機による騒音公害によって、住民に重大な被害が生じている以上、日本国政府は様々な手段を講じてそれを除去防止するのが当然の義務であり、国民の権利保護を大前提に司法判断を行うのが裁判所の義務であると言えます。

4 日米地位協定によっても米軍は国内法遵守義務を負うこと

日本国政府は、米軍に対して環境基準に則った飛行を求め、それが守られない場合には飛行を差し止めることができると言うべきです。

米軍が航空機騒音により、日本の環境基準に違反し、周辺住民の人格権を侵害し、違法行為を行った場合には、日本政府は米国政府に対し、日本国内法の尊重を求め、違法行為の中止を求めることができ、裁判所は、米軍が環境基準を無視して周辺住民の人格権を侵害する行為を行う場合には、それが差止めを要する違法状態に達している以上は、差止請求を認容しなければならないといえるのです。

.....

10月27日（日）午後3時 30分～オスプレイの飛行の 実態と被害を学習する集会 に参加しましょう。

詳細は同封のチラシをご参照ください。普天間と岩国の原告団から、現在のオスプレイの実態と被害の報告があります。これは、映像と音を使っの報告になります。横田基地に検討されているC V 2 2オスプレイの配備に対して、私たちはどうしたらよいのかを考えるきっかけにしたいと思います。

場所は昭島市・昭和会館（JR青梅線南口下車、徒歩約4分）です。皆さんの参加を呼びかけます。